

第三十三条の二第八項中「第四項又は第五項」を「第五項又は第六項」に改める。

第三十四条の見出しを「（連帶納付の義務等）」に改め、同条第一項及び第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の五項を加える。

5 税務署長は、納税義務者について第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき相続税額のうちに延納又は物納の許可の申請に係る相続税額があるときは、第一項の規定により当該申請に係る相続税について連帶納付の責めに任ずる者（当該納税義務者を除く。）に対し、当該相続税額に相当する相続税について同項の規定の適用がある旨を通知するものとする。

6 税務署長（国税通則法第四十三条第三項（国税の徵収の所轄庁）の規定により国税局長が徵収の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。以下この条において同じ。）は、納税義務者の相続税につき当該納税義務者に対し同法第三十七条（督促）の規定による督促をした場合において当該相続税が当該督促に係る督促状を発した日から一月を経過する日までに完納されないとときは、同条の規定にかかわらず、第一項の規定により当該相続税について連帶納付の責めに任ずる者（当該納税義務者を除く。以下この

条及び第五十一条の二において「連帯納付義務者」という。)に対し、当該相続税が完納されていない旨その他の財務省令で定める事項を通知するものとする。

7 税務署長は、前項の規定による通知をした場合において第一項の規定により相続税を連帯納付義務者から徴収しようとするとときは、当該連帯納付義務者に対し、納付すべき金額、納付場所その他必要な事項を記載した納付通知書による通知をしなければならない。

8 税務署長は、前項の規定による通知を発した日の翌日から一月を経過する日までに当該通知に係る相続税が完納されない場合には、当該通知を受けた連帯納付義務者に対し、国税通則法第三十七条の規定による督促をしなければならない。

9 税務署長は、前三項の規定にかかわらず、連帯納付義務者に国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）のいずれかに該当する事実があり、かつ、相続税の徴収に支障があると認められる場合には、当該連帯納付義務者に対し、同法第三十七条の規定による督促をしなければならない。

第五十一条第二項第二号中「次条第一項第一号」を「第五十二条第一項第一号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十一条の二 連帶納付義務者が第三十四条第一項の規定により相続税を納付する場合における当該相続税に併せて納付すべき延滞税については、当該連帶納付義務者がその延滞税の負担を不当に減少させる行為をした場合を除き、次に定めるところによる。

一 連帶納付義務者は、納付基準日（第三十四条第七項の納付通知書が発せられた日の翌日から二月を経過する日又は同条第九項の督促に係る督促状が発せられた日のいずれか早い日をいう。以下この項において同じ。）までに同条第一項の規定により相続税を納付する場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める期間（次条第四項又は第五十三条の規定により利子税を納付すべき期間を除く。）に対応する部分の延滞税に代え、当該期間に対応する部分の利子税を併せて納付しなければならない。

イ 当該相続税について延納の許可を受けていた場合 次に定める期間

- (1) 未納の分納税額の納期限の翌日又は第三十九条第二十九項若しくは第四十条第二項（第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による延納の許可の取消し（次号イ(2)及び次条第二項において「延納の許可の取消し」という。）があつた日の翌日か

ら納付基準日又は当該相続税を完納する日のいづれか早い日までの期間

- (2) 当該相続税が国税通則法第三十五条第二項（申告納稅方式による國稅等の納付）の規定により  
納付すべき稅額に相当するものである場合には、当該相続税の第三十三条の規定による納期限の  
翌日から同項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間

口 イに掲げる場合以外の場合 当該相続税の第三十三条の規定による納期限の翌日から納付基準日  
又は当該相続税を完納する日のいづれか早い日までの期間

一 前号の規定により納付すべき利子税の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額  
とする。

イ 前号イに掲げる場合（同号イ(1)の期間に対応する部分に限る。） 納稅義務者の次に掲げる稅額  
を基礎とし、当該期間に、当該稅額の区分に応じそれぞれ次に定める分納期間（次条第一項第一号  
又は第二号に規定する分納稅額に併せて納付しなければならない利子税の額の計算の基礎となる期  
間をいう。イにおいて同じ。）に適用されていた利子税の割合（当該分納期間に係る利子税の計算  
上適用されていた割合が二以上ある場合には、それらのうち最も低い割合）を乗じて算出した金額

- (1) 未納の分納税額 当該未納の分納税額の納期限の属する分納期間  
(2) 延納の許可の取消しに係る税額 当該延納の許可の取消しがあつた日の属する分納期間  
口 前号イに掲げる場合（同号イ(2)の期間に対応する部分に限る。） 納税義務者の未納の相続税額を基礎とし、当該期間に、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額  
ハ 前号口に掲げる場合 納税義務者の未納の相続税額を基礎とし、同号口の期間に、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

三 連帯納付義務者は、納付基準日後に第三十四条第一項の規定により相続税を納付する場合には、第一号の規定による利子税に加え、納税義務者の未納の相続税額を基礎とし、当該納付基準日の翌日から当該相続税を完納する日までの期間に応じ、年十四・六パーセント（当該納付基準日の翌日から二ヶ月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて算出した金額に相当する延滞税を併せて納付しなければならない。

2 連帯納付義務者が前項第一号の規定による利子税又は同項第三号の規定による延滞税を納付した場合には、納税義務者の相続税に係る延滞税の額のうち当該連帯納付義務者が納付した当該利子税又は延滞

税の額に相当する額については、その納付があつたものとみなす。

- 3 連帶納付義務者が第一項の規定により納付する利子税については、国税通則法第六十四条第二項及び第三項（利子税）の規定を準用する。

第五十一条第一項中「を納付する場合に当該」を「に併せて当該」に改め、「併せて」を削り、同項第一号中「前条第二項第一号」を「第五十一条第二項第一号」に改め、同項第二号中「控除した税額」を「控除した残額」に改め、同条第二項中「第三十九条第二十九項又は第四十条第二項（第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により」を削り、「を取り消された」を「の取消しを受けた」に改める。

第五十九条第四項を次のように改める。

- 4 第一項各号又は第二項に定める調書（以下この条において単に「調書」という。）のうち、当該調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書を提出すべき者は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該調書に記載すべきものとされるこれらの規

定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれららの規定に規定する所轄税務署長に提供しなければならない。

一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法

一 当該記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

第五十九条に次の二項を加える。

5 調書を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）は、政令で定めるところにより第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書の提出期限の属する年以前の毎年のいづれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当

該調書の提出に代えることができる。

- 6 第四項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項又は第二項の規定による調書の提出とみなして、これらの規定並びに次条第一項及び第七十条の規定を適用する。

第六十八条に次の二項を加える。

- 3 第一項に規定するもののほか、期限内申告書又は第三十一条第二項の規定による修正申告書をこれら の申告書の提出期限までに提出しないことにより相続税又は贈与税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 4 前項の免れた相続税額又は贈与税額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えるその免れた相続税額又は贈与税額に相当する金額以下とすることができる。

第七十一条第一項中「第六十八条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第二項中「第六十八条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

(地価税法の一部改正)

第四条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の二項を加える。

- 3 第一項に規定するもののほか、第二十五条第一項の規定による申告書又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書をその提出期限までに提出しないことにより地価税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 前項の免れた地価税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えるの免れた地価税の額に相当する金額以下とすることができる。

第四十二条第二項中「第三十九条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定」を「先取特権、質権又は抵当権の保存若しくは設定、移転又は信託」に、「抵当権等の設定登記」を「抵当権等の設定登記等」に、「これらの

「設定登記」を「これらの抵当権等の設定登記等」に、「当該設定登記」を「当該抵当権等の設定登記等」に改め、同条第二項中「設定登記を」を「設定登記等を」に、「当該設定登記」を「当該抵当権等の設定登記等」に改める。

第十七条の二の見出し中「組織変更」を「組織変更等」に改め、同条中「変更し、株式会社となる」を「変更して株式会社若しくは合同会社となる場合又は分割により新たに株式会社若しくは合同会社を設立する」に、「による株式会社の」を「又は分割による株式会社若しくは合同会社の」に、「当該」を「株式会社の設立の場合において当該」に、「十五万円」を「十五万円とし、合同会社の設立の場合において当該金額が六万円に満たないときは六万円とする。」に改める。

別表第一第二十四号(一)ト中「千分の一・五(新設分割をした会社の当該新設分割の直前における資本金の額から当該新設分割の直後における資本金の額を控除した額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の七)」を「千分の七」に改め、同号(一)チ中「千分の一・五(吸収分割をした会社の当該吸収分割の直前における資本金の額から当該吸収分割の直後における資本金の額を控除した額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の七)」

を「千分の七」に改め、同号(一)又中「に関する事項の」を「の発行による」に改め、同号(一)ヨ中「選任」の下に「の登記」を加え、同号(一)レを削り、同号(一)ソを同号(一)レとし、同号(一)ツを同号(一)ソとし、同号(一)ネ中「ツまで」を「ソまで」に改め、同号(一)ネを同号(一)ツとし、同号(一)ナを同号(一)ネとし、同号(一)ラを同号(一)ナとし、同号(一)イ中「ネまで」を「ツまで」に改める。

(消費税法の一部改正)

第六条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号中「。以下この項」の下に「次条第二項」を加え、同条第四項中「、第十二条第三項及び第十五条」を「及び第十二条第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例)

第九条の二 個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が千万円以下である場合において、当該個人事業者又は法人（前条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）のうち、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る特定期間における課税売上高が千万円を超えるときは、当該個人事業者のその年又は法人のその事業

年度における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前項に規定する特定期間における課税売上高とは、当該特定期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額を控除した残額をいう。

一 特定期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額

二 特定期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に百分の百二十五を乗じて算出した金額

3 第一項の規定を適用する場合においては、前項の規定にかかわらず、第一項の個人事業者又は法人が同項の特定期間中に支払った所得税法第一百三十二条第一項（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）に規定する支払明細書に記載すべき同項の給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものの合計額をもつて、第一項の特定期間における課税売上高とすることができます。

4 前三項に規定する特定期間とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間をいう。

一 個人事業者 その年の前年一月一日から六月三十日までの期間

二 その事業年度の前事業年度（七月以下であるものその他の政令で定めるもの（次号において「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人 当該前事業年度開始の日以後六月の期間

三 その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人 その事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他の政令で定めるものを除く。）開始の日以後六月の期間（当該前々事業年度が六月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）

5 前項第二号又は第三号に規定する六月の期間の末日がその月の末日でない場合における当該期間の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条第一項中「前条第四項」を「第九条第四項」に改め、「提出により」の下に「又は前条第一項の規定により」を加え、「同条第一項本文」を「第九条第一項本文」に改め、同条第二項中「前条第一項本文」を「第九条第一項本文」に改める。

第十一条第一項及び第二項中「提出により」の下に「又は第九条の二第一項の規定により」を加え、「同条第一項本文」を「第九条第一項本文」に改め、同条第四項中「提出により」の下に「又は第九条

の「第一項の規定により」を加え、「同条第一項に」を「第九条第一項に」に改める。

第十二条第二項中「提出により」の下に「又は第九条の二第一項の規定により」を加え、「同条第一項本文」を「第九条第一項本文」に改め、同条第三項中「提出により」の下に「又は第九条の二第一項の規定により」を加え、「同条第一項に」を「第九条第一項に」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「提出により」の下に「又は第九条の二第一項の規定により」を加え、「同条第一項本文」を「第九条第一項本文」に改める。

第十二条の二第一項及び第二項中「又は」の下に「第九条の二第一項、」を加える。

第十五条第四項中「（第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）」を削り、「同条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 固有事業者又は受託事業者に係る第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高（同条第二項の規定のある場合には同項に規定する合計額）、第十一條第四項に規定する当該事業年度の基準期間における課税売上高及び第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上高については、

第九条の二第二項若しくは第三項、第十一一条第四項又は第三十条第六項の規定にかかるわらず、それぞれこれらの金額に相当するものとして第四項又は第五項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

第三十条第二項中「規定する課税期間における」の下に「課税売上高が五億円を超えるとき、又は当該課税期間における」を加え、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同条第六項中「課税貨物をいい」の下に「第二項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。）の合計額から当該課税期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額（当該課税期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に百分の百二十五を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。）の合計額を控除した残額（当該課税期間が一年に満たない場合には、当該残額を当該課税期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）で除し、これに十二を乗じて計算した金額）をいい」を加え、「（第二十八条第一項に規定する対

価の額をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。」」を削る。

第五十四条の見出し中「更正」を「更正等」に改め、同条第一項中「更正（）」を削り、「をいう。以下この章において同じ。」を「（当該消費税についての更正の請求（同法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をいう。以下この章において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。）」に、「その更正」を「その更正等」に改め、同条第二項中「更正に係る確定申告書等が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める期限又は日の翌日」を「更正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が更正の請求に基づく更正（同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下この章において同じ。）である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）」に改め、同項各号を削る。

第五十五条の見出し中「更正」を「更正等」に改め、同条第一項中「決定（）」及び「をいう。以下この

章において同じ。」を削り、同条第二項中「につき更正」の下に「（当該消費税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第四項第一号において「更正等」といいう。）」を加え、「その更正」を「その更正等」に改め、同条第四項中「なつた日」を「なつた日。第二号口において「充当日」という。」に、「については、」を「の区分に応じ」に改め、同項第一号中「提出期限」の下に「（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）」を加え、「決定があつた」を「決定の」に改め、同項第二号中「（その基因となつた更正が次のいずれにも該当しないものを除く。）」を削り、「経過する日」の下に「とし、当該提出期限又は当該課税期間の末日の翌日から一月を経過する日後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日とする。」を加え、「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める日」を「次に掲げる日のうちいすれか早い日」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。①において同じ。）当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び第二項に規定する課税期間の課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。）当該決定の日

□ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

第五十六条第一項中「又は更正若しくは決定」の下に「（同法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「同法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更

正の請求（以下この条において「更正の請求」という。）」を「更正の請求」に改め、「第二十三條第三項」の下に「（更正の請求）」を加え、同條第二項中「「更正等」」を「「更正決定等」」に、「その更正等」を「その更正決定等」に改め、同項各号中「更正等」を「更正決定等」に改める。

第五十七條第一項第一号中「場合（）」の下に「第九条の二第一項、」を加える。

第六十四條第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第二号の罪の未遂（第五十二條第一項に規定する不足額の記載のある同項の申告書を提出した者に係るものに限る。）は、罰する。

第六十四條に次の二項を加える。

4 第一項第一号に規定するもののほか、第四十五条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより消費税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の犯罪に係る課税資産の譲渡等に対する消費税に相当する金額が五百万円を超える場合には、情

状により、同項の罰金は、五百万円を超える当該消費税に相当する金額以下とすることができます。

第六十五条第三号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改める。

第六十七条第二項中「第六十四条第一項」の下に「第二項又は第四項」を加え、「同項」を「これら  
の規定」に改める。

#### (酒税法の一部改正)

第七条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「第七項及び第八項」を「第六項、第九項及び第十項」に改め、同条第八項を同条  
第十項とし、同条第七項中「前各項の規定による質問、検査又は処分をする場合」を「第一項から第七項  
までの規定により職務を執行する場合」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同項を同  
条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 当該職員は、酒税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に  
関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二章の規定による免許に関する審査について必要がある

ときは、官公署又は政府関係機関に、当該審査に關し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第五十五条に次の二項を加える。

3 第一項第一号に規定するもののほか、第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより酒税を免れた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前項の犯罪に係る酒類に対する酒税相当額の三倍が五十万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えて該相当額の三倍以下とすることができる。

第五十六条第一項第二号中「の提出を怠つた者」を「をその提出期限までに提出しなかつた者」に改め、同項第三号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改める。

第五十七条中「第五十五条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第五十八条第一項第四号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改め、同項第九号中「記載を怠り」を「記載をせず」に改め、同項第十号中「申告を怠り」を「申告をせず」に改め、同項

第十二号中「届出を怠り」を「届出をせず」に改める。

第五十九条第二項中「第五十五条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

(たばこ税法の一部改正)

第八条 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 当該職員は、たばこ税に関する調査について必要がある場合には、官公署又は政府関係機関に、当該調査に關し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第二十八条に次の二項を加える。

3 第一項第一号に規定するものほか、第十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、

情状により、同項の罰金は、五十万円を超えたばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十九条第一号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改め、同条第二号中「の提出を怠つた者」を「をその提出期限までに提出しなかつた者」に改め、同条第三号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改め、同条第四号中「申告を怠り」を「申告をせず」に改め、同条第五号中「記載を怠り」を「記載をせず」に改める。

第三十条第二項中「第二十八条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

(揮発油税法の一部改正)

第九条 挥発油税法（昭和三十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 当該職員は、揮発油税に関する調査について必要がある場合には、官公署又は政府関係機関に、当該

調査に關し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第二十七条に次の二項を加える。

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超当該揮発油税に相当する金額の三倍以下とすることができます。

第二十八条第一号中「の提出を怠つた者」を「をその提出期限までに提出しなかつた者」に改め、同条第二号及び第三号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改め、同条第五号中「申告を怠り」を「申告をせず」に改め、同条第六号中「記載を怠り」を「記載をせず」に改める。

第二十九条第二項中「第二十七条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

(地方揮発油税法の一部改正)

第十条 地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 当該職員は、地方揮発油税に関する調査について必要がある場合には、官公署又は政府関係機関に、当該調査に關し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができ  
る。

第十五条に次の二項を加える。

3 第一項第一号に規定するもののほか、第七条第一項の規定により揮発油税の申告にあわせて申告しな  
ければならない地方揮発油税の申告を、当該揮発油税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないこ  
とにより地方揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを  
併科する。

4 前項の犯罪に係る揮発油に対する地方揮発油税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、  
情状により、同項の罰金は、五十万円を超える場合には、